

警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計に係る
コンストラクション・マネジメント業務委託の公募型建築プロポーザル説明書

1 趣 旨

現在の警察本部別館基町庁舎（北館・南館）は、昭和 40 年に竣工した建物で、現行基準に照らして必要となる耐震性能を有しておらず、老朽化も進んでいる状況にあります。また、近年複雑化する組織的な犯罪やサイバー事案等への対処に伴う警察組織の改編や庁舎内の部門配置の変化、職員数の増加などにより狭隘化が生じており、執務室及び駐車スペースを十分に確保できない状況にもあります。

警察本部別館基町庁舎（北館・南館）のほかに、別館庁舎である警察本部別館光南庁舎及び警察本部別館出島庁舎についても高潮等の浸水や耐震性が不足していることなど課題があることから当該施設も集約し、県民の安全・安心を確保するための治安拠点として、また、大規模災害発生時には現場での指揮や活動を行う防災拠点として警察本部機能を最大限発揮できるよう、警察本部別館基町庁舎（北館・南館）を現地建替することとしたものです。

警察本部別館基町庁舎（北館・南館）は、警察本部庁舎（県庁東館）に近い位置に所在していることから、警察本部所属間における業務連携が向上されます。また、反則金納付書に係る事務の受付や少年犯罪における相談等の県民にも関係する所属があることから、来庁される方々にも分かりやすい立地であるとともに、多様な公共交通網による交通アクセスの向上が期待されます。

警察本部別館基町庁舎（北館・南館）敷地への建替整備は、県民の利便性の向上に資することはもとより、警察本部としての機能の向上、加えて、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することが求められています。

本業務は、警察本部別館庁舎（仮称）建設に向けて本県が別に発注した、「警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計委託」の受注者及び本県から、それぞれ技術的な中立性を保ちつつ、発注者である本県側に立って警察本部別館庁舎（仮称）の建設に向けた事業スケジュール、概算事業費及び事業手法の妥当性を確認及び助言等を行うなど、大規模事業のマネジメントを目的とし、高度なマネジメント力、豊富な経験等を有する最適な委託者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

【基本方針】

警察本部機能を最大限発揮できる組織力の強化を推進するため、点在する別館庁舎を集約し、別館基町庁舎敷地に新庁舎を建て替える。

- 災害時等における指揮力の強化
 - ～「総合指揮室」を中心とした災害等緊急事態、大規模警備実施への対応強化
- 科学技術を活用した捜査力の強化
 - ～「科学捜査研究所」と「鑑識課」の連携強化による、迅速かつ高度な捜査力の強化
- 組織的な犯罪の脅威に対する捜査力の強化
 - ～特殊詐欺や組織犯罪等を指揮する「組織犯罪対策部門」の一体的な運用による機能強化
- サイバー事案の脅威に対する捜査力の強化
 - ～「サイバー事案対策」と「情報解析」の連携強化による、新たな犯罪への迅速な対処

2 業務の概要

(1) 業務名

警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計に係るコンストラクション・マネジメント業務委託

(2) 業務内容等

- ア 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- イ 業務場所 広島市中区基町7-3ほか
- ウ 履行期間 契約締結の翌日～令和9年1月22日（金）

3 審査方法

(1) 1次審査

- ア 参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5者程度を選定しますので、技術提案書の提出要請を受けたものは、期限までに技術提案書を提出してください。
- イ 技術提案書の提出者を選定するための評価基準は、別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

(2) 2次審査

- ア 1次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、2次審査において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、特定者及び次点者各1名を特定します。
- イ 技術提案書を特定するための評価基準は、別紙2「技術提案書を特定するための基準」のとおりです。

4 日程

項 目	日 程
公募型建築プロポーザル 公示	令和6年11月18日（月）
質問書提出期限	令和6年11月21日（木）
参加表明書の提出期限	令和6年11月28日（木）
1次審査の結果発表	令和6年12月上旬
技術提案書の提出期限	令和6年12月16日（月）
2次審査（ヒアリング）	令和6年12月23日（月）（予定）
2次審査の結果発表	令和7年1月中旬

5 広島県建築コンサルタント等業者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、広島県建築コンサルタント等業者選定委員会警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計に係るコンストラクション・マネジメント業務委託審査部会（以下「建築コンサルタント等業者選定委員会」という。）が行います。委員は、次のとおりです。

- ・広島県土木建築局建築技術担当部長
- ・広島県土木建築局営繕課長
- ・広島県警察本部総務部施設課長
- ・広島県土木建築局建築課長

・広島県土木建築局営繕課設備工事担当監

6 担当課

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町1丁目1-20 いよぎん広島ビル6階

広島県土木建築局営繕課（営繕企画グループ）

電話：082-513-2311 ファクシミリ：082-224-6411

電子メール：doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

※本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行うこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

7 参加表明書の提出者の資格要件

（１）参加に対する制限

- ア 本プロポーザルには、単体事務所又は設計共同体が参加できるものとします。なお、参加表明書の提出は1単体事務所につき1申請（設計共同体の場合は1設計共同体について1申請）とします。
- イ 単体事務所又は設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 単体事務所又は設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。

（２）参加表明書の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

- （ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士2名以上の事務所であること。
- （イ）広島県の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」の入札参加資格の認定を受けていること。
ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、技術提案書の提出期限までに令和4年9月26日付け広島県告示第738号の定めに従って当該入札参加資格の認定を受けることを条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う（入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、1次審査結果の発表後（令和6年12月上旬以降）に受付を行います）。
- （ウ）この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。
- （エ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （オ）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- （カ）直接的かつ恒常的な雇用関係にある、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が認定したコンストラクション・マネジャー（以下「CCMJ」という。）が2名以上所属しており、管理技術者として配置できること。
- （キ）基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、工事施工段階のうち、いずれかの段階について、平成26年11月1日から公示日の前日までに引渡している、コンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）で、設計対象床面積が5,500㎡以上の官公庁施設（庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所）に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の

場合は当該部分の床面積とする。)又は設計対象床面積が 11,000 m²以上の国、都道府県又は市町村の建築物(施設用途は問わない。)に係る新築、増築又は改築(増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。)のCM業務の実績を有する者(単体事務所又は設計共同体の代表者として受注した者をいう。)であること。

(ク) 本県が別に発注した、「警察本部別館庁舎(仮称)建設工事に伴う基本設計及び実施設計委託」における受託者ではないこと。

(ケ) 他の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

イ 設計共同体的場合

(ア) 構成員の数は2者であること。

(イ) 構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。

(ウ) 代表構成員は、ア(ア)から(ケ)に掲げる条件を全て満たす者であること。

(エ) 代表構成員以外の構成員は、ア(ア)から(オ)、(ク)、(ケ)に掲げる条件を全て満たす者であり、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるCCMJが1名所属していること。

(3) 配置する技術者に要求される資格

ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者(以下「管理技術者」という。)1名を配置することとし、当該技術者はCCMJ及び一級建築士であること。

イ 管理技術者は、基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、工事施工段階のうち、いずれかの段階について、平成26年11月1日から公示日の前日までに引渡しているCM業務で、設計対象床面積が5,500 m²以上の官公庁施設(庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所)に係る新築、増築又は改築(増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。)又は設計対象床面積が11,000 m²以上の国、都道府県又は市町村の建築物(施設用途は問わない。)に係る新築、増築又は改築(増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。)のCM業務を1件以上、管理技術者として携わった実績を有する者とする。

ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

ただし、総合、コスト管理、工事施工計画を担当する主任担当技術者については兼務することを可とする。

分担業務分野	業務内容
総合	基本設計及び実施設計の警察本部別館庁舎(仮称)建設工事に関するCM業務並びに構造、設備、コスト管理、工事施工計画に関するCM業務をとりまとめるCM業務
構造	基本設計及び実施設計の構造に関するCM業務
電気	基本設計及び実施設計の電気設備、昇降機等に関するCM業務
機械	基本設計及び実施設計の給排水衛生設備、空調換気設備等に関するCM業務
コスト管理	基本設計及び実施設計のコストに関するCM業務
工事施工計画	基本設計及び実施設計の工事施工計画に関するCM業務

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としします。

エ 各主任担当技術者は下表の資格に関する要件及び実績に関する要件を満たす者であること。

分担業務分野	要件
総合	・ C C M J 又は一級建築士の資格を有する者とする。 ・ C M 業務の実績を有する者とする。
構造	・ C C M J 又は構造設計一級建築士の資格を有する者とする。 ・ C M 業務の実績を有する者とする。
電気	・ C C M J、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者とする。 ・ C M 業務の実績を有する者とする。
機械	・ C C M J、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者とする。 ・ C M 業務の実績を有する者とする。
コスト管理	・ C C M J、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者とする。 ・ C M 業務の実績を有する者とする。
工事施工計画	・ C C M J 又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 ・ C M 業務の実績を有する者とする。

オ 管理技術者は参加表明者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。

総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者（以下「総合主任担当技術者」という。）は、参加表明者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

カ 総合以外の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支えない。

（４）協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

8 参加表明書の作成等

（１）参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を「6 担当課（広島県土木建築局営繕課）」に提出してください。

ア 受付期間

令和6年11月18日（月）～令和6年11月28日（木）

イ 提出場所及び方法

「6 担当課（広島県土木建築局営繕課）」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に基づく県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時までとします。（郵送の場合には令和6年11月28日（木）17時必着とします。）

ウ 提出書類

次のとおり提出してください。

（ア）参加表明書（様式1から様式5）を各1部（左綴じ）及び電子データ（様式1から様式5：

Microsoft Excel 2013 で閲覧・印刷可能な Excel ファイル（以下「Excel」という。）、添付資料：Adobe Acrobat Reader DC で閲覧・印刷可能な PDF ファイル（以下「PDF」という。)) を CD-R に保存したもの 1 部

(イ) 設計共同体の場合には、設計共同体結成届（様式 6 から様式 8）を各 1 部（左綴じ）、及び電子データ（様式 6 及び様式 8：Excel、様式 7：PDF）を CD-R に保存したもの 1 部

(2) 記載上の留意事項

各様式とも 1 枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によってください。

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

ア 参加表明書

(ア) 様式 1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島県の令和 5・6 年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務分野）の「建築一般」の部門に係る入札参加資格の認定を受けている場合は、登録番号を記載してください。

(イ) 様式 2（提出者（コンサル等業者）の経歴等）

提出者（設計共同体の場合は構成員ごと）について、次のとおり記載してください。

設計共同体の場合は、構成員の名称も記載してください。

① 名称

提出者（設計共同体の場合は、設計共同体）の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績

提出者の平成 26 年 11 月 1 日から公示日の前日までに引渡している CM 業務の実績を、1 件記載してください。記載内容を別紙 1 の基準に則って評価対象とします。

(ウ) 様式 3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士及び CCMJ の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した、平成 26 年 11 月 1 日から公示日の前日までに引渡している CM 業務の実績を、1 件記載してください。記載内容を別紙 1 の基準に則って評価対象とします。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を（ ）書きして

ください。

⑤ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、(一社)日本コンストラクション・マネジメント協会が設けている『CM選奨』の受賞歴(以下「受賞歴」という。)があるものについて、受賞年月日、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)を添付してください。

なお、受賞歴は1件記載してください。

(エ) 様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6(主任担当技術者の経歴等)

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

「③ 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載してください。

内容に相違がないことを証明者の責任において確認することとし、当該資格を証明する書類(資格者証の写し等)の添付は求めません。

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合	一級建築士
	C C M J
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	C C M J
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士
	C C M J
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士
	C C M J
コスト管理	建築コスト管理士
	建築積算士
	C C M J
工事施工計画	一級建築施工管理技士
	C C M J

(オ) 様式5(協力事務所の名称等)

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。

イ 設計共同体結成届

(ア) 様式6(設計共同体結成届)

設計共同体でプロポーザルに参加する場合(以下「設計共同体の場合」という。)に作成してく

ださい。

(イ) 様式 7 (設計共同体協定書)

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

(ウ) 様式 8 (設計共同体の取組体制)

担当分野ごとに、代表構成員・代表構成員を除く構成員・(協力事務所)の欄に所属及び管理技術者又は主任担当技術者の氏名を記入してください。

9 1次審査

建築コンサルタント等業者選定委員会において、提出された参加表明書の評価を行い、2次審査に進む1次審査通過者を選定します。

(1) 評価基準等

ア 1次審査の評価基準等

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

イ 1次審査通過者の選定者数

5者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

令和6年12月上旬

1次審査通過者には直接通知し、2次審査の案内を併せて行います。

なお、選定結果(選定された提出者名)は別紙3の様式で、1次審査通過者を県ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、1次審査通過者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第2号)に基づく県の休日を除く。以下、「休日」という。)以内に、書面(様式は自由)により、広島県知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 受付場所 「6 担当課(広島県土木建築局営繕課)」に同じ

(イ) 受付時間 9時から17時まで(休日を除く)

10 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出

1次審査通過者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を「6 担当課(広島県土木建築局営繕課)」に提出してください。

ア 受付期間

令和6年12月5日(木)～令和6年12月16日(月)

イ 提出場所及び方法

「6 担当課(広島県土木建築局営繕課)」へ持参又は郵送してください。提出に要する費用の負

担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の休日を除く毎日 9 時から 17 時までとします。(郵送の場合には令和 6 年 12 月 16 日(月) 17 時必着とします。)

ウ 提出書類

(ア) 技術提案書(様式 9) 及び参考見積額(様式 12) を 1 部、業務実施方針書(様式 10) 及び技術提案書(様式 11) を各 10 部(カラー使用可)、電子データ(PDF) を CD-R に保存したもの 1 部を揃えて、提出してください。

(イ) 広島県の「建築一般」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、令和 5・6 年度 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、「6 担当課(広島県土木建築局営繕課)」に提出してください。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。(入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、1 次審査結果の発表後(令和 6 年 12 月上旬以降)に受付を行います)。

記入要領等不明な点がある場合には、広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ(082-513-3821)にお問い合わせください。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件はないものとします。

県HP：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(2) 記載上の留意事項

各様式とも 1 枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)によってください。

文章の文字サイズは 8.0 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

ア 技術提案書

(ア) 様式 9 (技術提案書)

提出者及び作成者を記載してください。

(イ) 様式 10 (業務実施方針書)

次の内容について、簡潔に記述してください。

・業務の実施方針(実施手順、組織体制 等)

(ウ) 様式 11 (技術提案書)

カラー使用可とし、次の内容について、A 3 用紙 1 枚片面(横使い)にまとめてください。なお、提案に当たっては、当該施設の特性を踏まえたものとしてください。

・品質、コスト、スケジュールの管理の具体的方策について

(エ) 様式 12 (参考見積額)

業務委託料の積算の際の参考として用います(任意様式を可とします。)

11 2 次審査

1 次審査通過者について、建築コンサルタント等業者選定委員会でヒアリングを実施した上で、提出

された技術提案書の評価を行い、受注者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1名、次点者1名を特定します。

（１）ヒアリングの実施

令和6年12月23日（月）（予定）

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行います。なお、ヒアリングは傍聴可能としています。

ヒアリングの詳細は、1次審査通過者に別途連絡します。

（２）2次審査の評価基準等

別紙2「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりです。

（３）特定結果の公表

令和7年1月中旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）は別紙4-1、4-2の様式で、県ホームページに掲載する等、公表することとしています。

（４）非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 「6 担当課（広島県土木建築局営繕課）」に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで（休日を除く）

12 説明書に関する質問の受付及び回答

（１）質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、「6 担当課（広島県土木建築局営繕課）」へ、事務所名、担当者氏名、連絡先（電話、ファクシミリ番号、電子メール）を記載のうえ、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください（様式は自由です。）。

（２）質問の受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年11月21日（木）まで

（郵送、電子メール又はファクシミリの場合は令和6年11月21日（木）17時必着とします。）

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、県ホームページ上に掲載します。

なお、最終回答は、令和6年11月26日（火）までに県ホームページ上に掲載します。

13 契約書作成の要否等

（１）本業務の契約は、県と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。「契約書（案）」等及び「仕様書（案）」は別紙5-1、5-2、5-3及び別紙6のとおりです。

- (2) 本業務の参考業務額は、49 百万円程度（税込み）を想定していますが、様式 12 により提示された参考見積額を参考に業務委託料を決定する予定としています。

14 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。
- (3) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (4) 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された参加表明書は返却しません。
- (6) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。
ただし、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (7) 参加表明書の提出は、1 参加企業につき 1 申請（設計共同体の場合は 1 設計企業体について 1 申請）とします。
- (8) 提出期限以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めません。
また、参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとしますが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (9) 参加表明書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (10) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。
- (11) 技術提案書（様式 11）の作成にあたっては、「2 業務の概要（2）業務内容等」を参考としてください。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して県は一切の責任を負わないものとします。
- (13) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「9 1次審査（3）イ」、「11 2次審査（4）イ」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けませんので、ご了承願います。